様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　2024年　 9月　12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） おおたけでんきかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 大竹電機株式会社  （ふりがな）おおたけ　かずひこ  （法人の場合）代表者の氏名 大竹　和彦  住所　〒924-0817  石川県白山市幸明町１７８番地３  法人番号　2220001009041  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大竹電機公式ホームページ  ①「大竹電機のＳＤＧｓ／社会貢献活動」  ②「会社概要・沿革」 | | 公表日 | ①　2024年　6月　3日  ②　2024年　6月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 大竹電機公式ホームページ  ①「大竹電機のＳＤＧｓ／社会貢献活動」-（品質・環境方針）  <https://www.ohtakedenki.com/aboutus/action/>  ②「会社概要・沿革」内の（ＤＸの取組み）  <https://www.ohtakedenki.com/aboutus/company/> | | 記載内容抜粋 | ①（品質・環境方針）  人にやすらぎ、都市に潤い！  大竹電機株式会社は、電気設備関連エンジニアリング企業として地域に根ざし、地域を大切にした事業展開と品質・環境・安全を重視して、常に創意工夫を図りながら顧客が満足する製品を提供し、自然環境を守り、労働災害の無い明るい職場環境を目指します。  ②（ＤＸの取組み）  当社は来たる2028年に創業90年を迎えます。90周年に向けてＤＸを強力に推進し、様々な業務のデジタルシフト化に取り組んでいきます。生産性の向上と業務の効率化を円滑に進めるには業務のデジタル化が急務となっています。また環境問題では、政府が掲げた「2050年カーボンニュートラル達成」が大きな課題であり、その達成のためには化石燃料から自然エネルギーへ環境のシフトが重要となっていきます。この社会変化に対応するため、大竹電機はＤＸ基本方針を次のとおり定めました。  ～大竹電機株式会社ＤＸ推進 基本方針～  ＜ＤＸによる生産性の向上＞  ＩＣＴツールの導入と積極的な利活用により、現場の業務効率を向上させ、生産性を高めます  ＜ＤＸによる働き方改革＞  生産性を高め、労働時間の短縮を図り、社員の余暇時間を増やします  ＜ＤＸ人材の創出・教育・育成＞  ＤＸ化を加速させるため、デジタル人材の育成に注力します  ＜ＤＸによるグリーンＩＴの取組み＞  カーボンニュートラル社会の実現に向けて、様々な省エネルギー機器をお客様へ提供し、グリーンＩＴに取り組みます | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ① 2024年4月15日開催の取締役会にて承認された経営計画に基づき作成  ② 2024年4月15日開催の取締役会にて承認された経営計画に基づき作成 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大竹電機公式ホームページ  「ＤＸの取組みについて」 | | 公表日 | 2024年　6月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 大竹電機公式ホームページ  「ＤＸの取組みについて」-（大竹電機ＤＸ戦略,実行するＤＸ施策）  <https://www.ohtakedenki.com/wp-content/themes/ohtake2024/aboutus/pdf/dx_suishin_prg.pdf> | | 記載内容抜粋 | ①情報のデジタル化  設計図、施工図面、積算情報などの紙媒体のデジタル化を進め、ペーパーレス化とワークフロー化を推進する  ・書面業務のデジタル化  ②データベース化  データーベース化とアクセス手段の多様化を進めることで必要情報取得の所要時間を短縮する  ・ＤＢ構築による過去施工データ活用  ③現場のデジタル化  デジタル化とデータベースへのアクセス多様化を最大活用し、工事現場での業務時間を大幅に削減する  ・クラウドＤＢアクセスツール多面化  ④労働環境の変革  「職場内」の業務を、「職場外」でもできる労働環境へと変革し、新たな働き方を創造する  ・バックオフィスの効率化  ※土台作り：人材育成  ＤＸスパイラルを支えるデジタル人材育成に注力する  【②データベース化についての補足】  「ＤＢ構築による過去施工データ活用」については、過去の工事実績をデータベースとして活用することで、設計時間、見積時間の短縮につなげていく。  【③現場のデジタル化についての補足】  「クラウドＤＢアクセスツール多面化」については、移動時間を削減し、業務効率高めるため、デジタル化したデータベースのアクセス手段の多様化を進めることで必要情報取得の所要時間を短縮する | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年4月15日開催の取締役会にて承認された経営計画に基づき作成 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 大竹電機公式ホームページ  「ＤＸの取組みについて」-（ＤＸ推進体制,実行するＤＸ施策）  <https://www.ohtakedenki.com/wp-content/themes/ohtake2024/aboutus/pdf/dx_suishin_prg.pdf> | | 記載内容抜粋 | 社長の直下にＤＸ推進部署を設置し、経営トップが推進役となり社内ＤＸ化をリードする。  ・ＤＸ専門組織の新設と各部門内担当設置によるタテヨコ推進体制  ・ＤＸ推進会議の設定（目的：ＤＸ推進計画の全体進捗管理　４回/年）  ●事業を支えるIT領域のスペシャリスト人材  ・人材への予算確保  ・新規採用の強化  ・既存社員の育成  （2028年度目標）  ・社内育成：2名　新規採用：2名  ・ITパスポート試験合格：4名 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 大竹電機公式ホームページ  「ＤＸの取組みについて」-（実行するＤＸ施策）  <https://www.ohtakedenki.com/wp-content/themes/ohtake2024/aboutus/pdf/dx_suishin_prg.pdf> | | 記載内容抜粋 | ●現場作業の省力化（安全性の向上）  ・タブレット端末の技術系全社員配付  ・遠隔操作機器の導入と配備  ●データベース化  ・工事管理ソフト導入  ●環境への貢献  ・電子契約システム導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 大竹電機公式ホームページ  「ＤＸの取組みについて」 | | 公表日 | 2024年　6月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 大竹電機公式ホームページ  「ＤＸの取組みについて」-（実行するＤＸ施策）  <https://www.ohtakedenki.com/wp-content/themes/ohtake2024/aboutus/pdf/dx_suishin_prg.pdf> | | 記載内容抜粋 | ●現場作業の省力化（安全性の向上）  ・現場管理ソフト利用率　100％  ・遠隔操作機器による工数低減率  ●データベース化  ・データ活用による工数の低減  ・案件ごとのソフト利用率100％  ・移動時間の削減　50%減  ●環境への貢献  ・紙面書類の使用量：50%削減  ●労働環境の変革  ・リモートワーク勤務日数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　6月　3日 | | 発信方法 | 大竹電機公式ホームページ  「ＤＸの取組みについて」-（ＤＸにより価値ある未来を実現する）  <https://www.ohtakedenki.com/wp-content/themes/ohtake2024/aboutus/pdf/dx_suishin_prg.pdf> | | 発信内容 | （ＤＸにより価値ある未来を実現する）  当社は2028年に創業90周年を迎えます。  建設業界を取り巻く環境は大きな変化を迎えています。  この社会変化に即応し、より多くのお客様に永続的に  安全で付加価値の高い商品を提供していくためには、  デジタルの力を活用したＤＸの推進が不可欠です。  私たち大竹電機は、お客様に価値ある未来をお届けるするために、ＤＸ化を強力に推し進めてまいります |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月 | | 実施内容 | ＩＰＡ「ＤＸ推進指標自己診断フォーマット」を利用して自社のＩＴシステムの課題を把握した。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月頃　～　　現在 | | 実施内容 | 2024年2月15日に「情報セキュリティ基本方針」を制定し「情報セキュリティ管理規程」を作成。  社内に「情報セキュリティ委員会」を設置。  全社員へ「情報セキュリティハンドブック」を配付。  ウイルスチェックやアップデートなどの際にセキュリティパトロールやセキュリティに関する理解度チェックを行い、社員の理解度向上に努めている。  2024年3月1日にSECURITY ACTION制度に基づく「二つ星」を宣言（自己宣言ID：40347914984）。  また、ＩＰＡ「重要なセキュリティ情報」や警察庁「サイバー警察局」の最新情報を確認し、状況に合わせて対策を講じる |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。